

令和5年12月11日

令和5年

上毛町農業委員会12月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会12月期定例総会議事録

1.日 時 令和5年12月11日（月） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 20 名 欠席委員 1名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	—
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	欠
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 円 入 忠 義 欠
末 松 直 幸 ○
向 本 泰 一 欠

4.議 案

- 議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

- 5.その他
- ・福岡県農業委員会研修大会について
 - ・2024年の農業委員会手帳の配付
 - ・定例総会について

議長 みなさん おはようございます。本日は、農業委員会12月期定例総会を開催しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、小川委員がまだ来てませんが、上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から12月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名をいたします。議席6番 前田委員、議席7番 横山委員を指名いたします。宜しく申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 本日は議会のため、円入事務局長は欠席とさせていただきます。

資料の2ページをお願いします。

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権12件、使用貸借権3件でございます。

まず、賃貸借分ですが、期間は3年、5年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が18,607㎡です。筆数は12筆で貸し手6名、借り手4名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当9,400円～10,000円、現物で42kg～60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は3年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が3,212㎡です。筆数は3筆で、貸し手1名、借り手1名となっております。

次のページに申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、4ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第47号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の5ページをお願いします。

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字成恒18番、地目は田で面積は2,281㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字成恒の〇〇さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。位置図・箇所図は7～8ページのとおりです。

申請農地は、県道山内吉富線 西吉富小学校そばのほ場整備済の農地です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第48号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の9ページをお願いします。

議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字成恒356番、地目は田で面積は1,052㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字成恒の〇〇さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は11～12ページのとおりです。申請農地は成恒集落内のほ場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第49号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の13ページをお願いします。

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字土佐井147番1ほか4筆、地目は田で面積は5,631㎡です。

所有権を移転する方は、大阪府高槻市の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。同法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。位置図・箇所図15～18ページのとおりです。

申請農地は、大字土佐井内のほ場整備済の農地です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第50号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして、議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の19ページをお願いします。
議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。
所有権を移転する農地は、大字下唐原3番、地目は田で面積は2,517㎡です。
所有権を移転する方は、中津市の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。
次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。位置図・箇所図は21～22ページのとおりです。
申請農地は、大字下唐原山国川沿いのほ場整備済の農地です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第51号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして、議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料23ページをお願いします。
議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は売買で、申請農地は大字安雲698番1、地目は畑で面積は757㎡です。
譲渡人は、北九州市の〇〇さんで、譲受人は、大字安雲の〇〇さんです。
譲受人の権利取得後の経営農地面積は、757㎡です。次のページに農地法第3条調査書を添付しています。
同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
位置図・箇所図は25～26ページのとおりです。申請農地は大字安雲 山田地区にある農地です。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について宮秋委員が地区担当委員となっておりますが、いかがでしょうか。

宮秋委員 緒方委員が担当ですが、当事者のため私が担当しました。
管理が難しかったため、緒方さんが管理をしていました。特に問題はありませんでした。
審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 質疑には入りません。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第52号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。
事務局説明をおねがいします。

事務局 資料27ページをお願いします。

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字土佐井1033番 地目は畑で面積は198㎡です。

譲渡人は、大字土佐井の〇〇さんで、譲受人は、大字土佐井の〇〇です。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は669,410㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は29～30ページのとおりです。申請農地は大字土佐井京築アグリライン沿い(株)ユース側の農地です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、奥野委員が地区担当となっておりますが、いかがでしょうか。

奥野委員 11月7日に現地確認しました。事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第53号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料31ページをお願いします。

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字下唐原1327番1、地目は田で面積は669㎡です。

譲渡人は、大字下唐原の〇〇さんで、譲受人は下唐原の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は33,445㎡です。次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は33～34ページのとおりです。申請農地は大字下唐原 国道10号線沿いの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、私が地区担当委員となっております。

事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしく申し上げます。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第54号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料35ページをお願いします。
議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は売買で申請農地は大字垂水1669番、地目は田で面積は1,400㎡です。
譲渡人は、中津市の〇〇さんで、譲受人は、大字土佐井の〇〇さんです。
譲受人の権利取得後の経営農地面積は1,400㎡です。
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。位置図・箇所図は37～38ページのとおりです。
申請農地は地方道豊前万田線沿いの圃場整備済の農地です。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については志摩委員が地区担当となっておりますが、いかがでしょうか。

志摩委員 高齢になって相続したものでできなくて、農用地区域になっているところなので、熊谷さんをお願いしたようです。
審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 質疑にはあります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第55号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして、議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の39ページをお願いします。
議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。
申請農地は大字下唐原523番地2、地目は田で面積は524㎡です。
申請人は、中津市の〇〇さんで、理由としては、一般住宅建築用地確保のためです。
一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われれます。
付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と水利関係者の承諾を得ております。
農地の区分は、第1種農地であります。例外規定「集落接続」に該当するため、許可可能と判断します。
箇所図・位置図は40～41ページのとおりです。
申請農地は、大字下唐原の主要地方道吉富本耶馬溪沿い下唐原集会所そばの農地です。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、私が地区担当委員となります。

事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しくをお願いします。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第56号については原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について事務局から3件申し上げます。

1件目ですが、福岡県農業委員会研修大会についてです。別紙資料の開催要領のとおり、今年度は、来年1月19日(金)に宗像市の宗像ユリックスで開催する旨案内がありました。

詳細は開催要領のとおりです。参加を希望する方は、12月22日(金)までに事務局まで連絡をお願いいたします。

2件目ですが、2024年の農業委員会手帳を配付しております。

毎年、配付させていただいております。農業委員や最適化推進委員に關係する關係法令等も掲載しておりますので、ご活用いただければと思います。

最後に、次回1月期の定例総会は、1月10日(水)を予定しております。

やむを得ず総会を欠席される場合には、事前に連絡してください。後日役場まで資料の受け取りに来てくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。

それでは、これで12月期定例総会を終了します。

令和5年12月11日 午前9時27分開会